第三十一条の四第二項中「第四十三条の二第一項」を「第四十三条の二第一項第三号」に改める。

第三十一条の七の二を削る。

第三十一条の九の次に次の一条を加える。

（地盤の液状化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

第三十一条の九の二　法第八十四条の五の二の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書で、当該登記に係る土地が施行令第四十四条の四第一項に規定する土地であること、当該登記に係る土地が法第八十四条の五の二に規定する分筆の登記がされたものであること及び当該土地の所有権を取得した者が当該土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人であることの記載があるものを添付しなければならない。

第三十六条第一項中「第三十七条の三の二」を「第三十七条の三」に、「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日」を「に係る消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第一条第二項第五号に規定する確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項（前項又は第三十七条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に、「第一項中」を「前項中」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十七条の三を削り、第三十七条の三の二を第三十七条の三とする。

第三十七条の四の六第五項中「消費税法施行規則」の下に「（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）」を加える。

第三十七条の四の七第二項中「（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第三十七条の四の十二第一項中「第八号まで」を「第九号まで」に、「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第五項、第十九条の二第二項」に改める。

第四十条の二第一項中「平成二十一年天然ガス車基準」を「平成二十一年天然ガス軽中量車基準」に改め、同条第二項第二号中「百九（令和七年四月三十日までの間は、百）」を「百十六」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同条第三項第二号中「百分の百六十二（令和七年四月三十日までの間は、百分の百五十）」を「百分の百七十三」に、「第十三項及び第十四項」を「第十一項及び第十二項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第五十一条の二第一項第二号ホ」を「第五十一条の二第一項第二号ハ」に改め、同項第二号中「第十項」を「第八項」に、「が九十」を「が百」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項第二号中「百九（令和七年四月三十日までの間は、百）」を「百十六」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「その旨」の下に「及び第十一項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項中「九十」を「九十五」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項第二号中「（第四十条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百五」を「が百十」に、「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項から第十六項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「第十五項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項から第二十一項までを二項ずつ繰り上げる。

第四十条の四第二項中「第四十条の七」を「第四十条の七第二項」に改め、同条第七項第二号中「百（令和七年四月三十日までの間は、九十）」を「百五」に改め、同条第十項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百五」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第九十条の十二第一項第四号ニ」を「第九十条の十二第一項第四号ハ」に改め、同項第二号中「が百」を「が百五」に、「百五」を「百十五」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第二号中「百（令和七年四月三十日までの間は、九十）」を「百五」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「百（令和七年四月三十日までの間は、九十）」を「百五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「令和二年度燃費基準達成レベルが百五」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「が百」を「が百五」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第三十四項」を「第三十八項」に、「百（令和七年四月三十日までの間は、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五）」を「百五」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　法第九十条の十二第二項第一号イに規定する乗用自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第二十一項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満」に改め、同条第二十二項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上」に改め、同条第二十三項中「第九十条の十二第二項第一号ハ」を「第九十条の十二第二項第一号ニ」に改め、同項第二号中「九十五以上百十未満」を「百以上百五未満」に、「百以上百十五未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同条第二十四項中「第九十条の十二第二項第一号ニ」を「第九十条の十二第二項第一号ホ」に改め、同項第二号中「が百」を「が百五」に改め、同条第四十一項を同条第四十四項とし、同条第四十項を削り、同条第三十九項中「第九十条の十二第四項第三号イ」を「第九十条の十二第四項第三号」に、「乗用自動車」を「軽油自動車」に、「八十以上九十未満（令和七年四月三十日」を「八十五以上九十五未満（令和九年四月三十日」に、「七十以上八十未満」を「八十以上九十五未満」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十八項第二号中「八十以上九十未満（令和七年四月三十日」を「八十五以上九十五未満（令和九年四月三十日」に、「七十以上八十未満」を「八十以上九十五未満」に改め、同項を同条第三十七項を削り、同条第三十六項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第二号中「九十以上九十五未満（令和九年四月三十日」を「八十五以上九十五未満（令和九年四月三十日」に、「七十以上八十未満」を「八十以上九十五未満」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十五項第二号中「八十以上九十未満（令和七年四月三十日」を「八十五以上九十五未満（令和九年四月三十日」に、「七十以上八十未満」を「八十以上九十五未満」に改め、同項を同条第三十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

40　法第九十条の十二第四項第一号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。